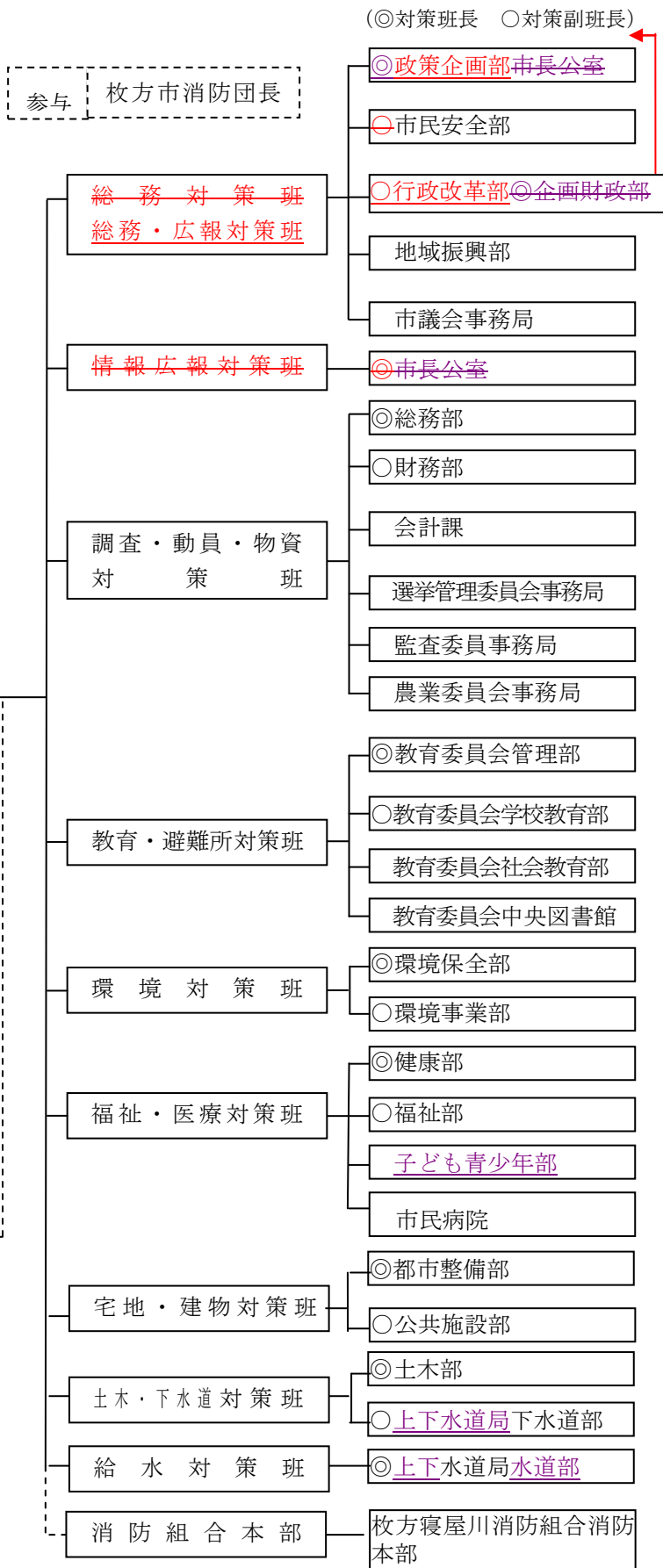
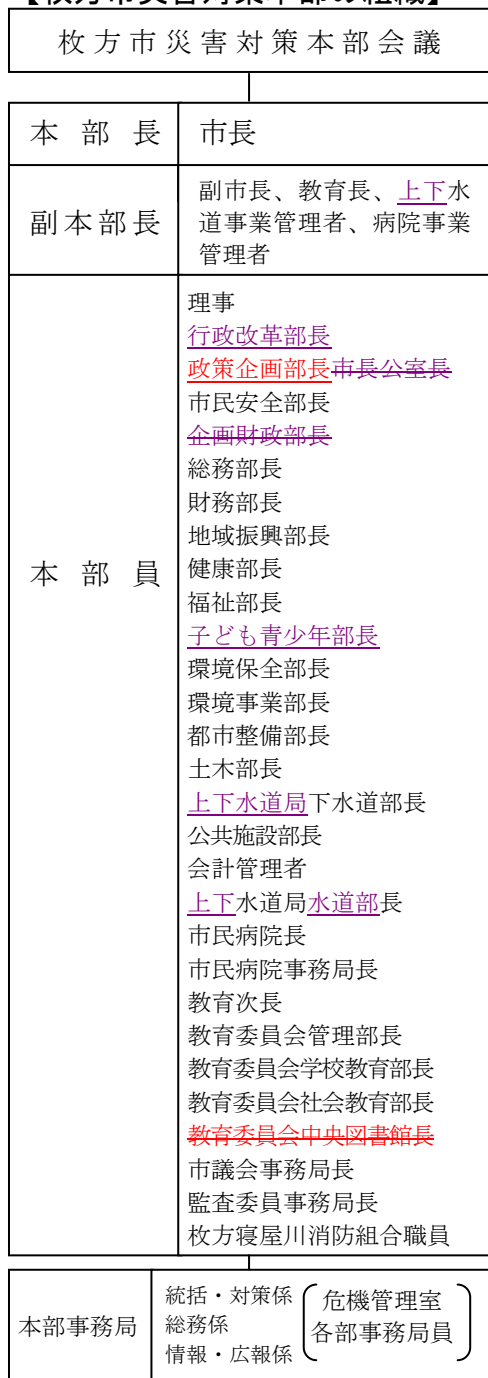


【枚方市災害対策本部の組織】



4号配備又は必要と認め
たときのみ設置

北部方面対策支部

中部方面対策支部

南部方面対策支部

東部方面対策支部

(2) 配備区分の動員人員

配備区分の動員人員は、次の基準による。

(本部事務局員、避難所派遣職員は除く)

部署課名		配備指令					
		災害警戒 本部体制	災害対策本部体制				
			1号	2号	3号		4号
行政改革部	行政改革課					全 職 員	
	中核市準備室						
政策企画部 市長公室	企画課						
	秘書課	○	1	2	4		
	広報課		1	2	4		
	市民相談課		1	2	4		
市民安全部	人権政策室		1	2	4		
	市民活動課		1	2	4		
	危機管理室		14	14	14		
	市民課		3	8	17		
	津田支所	○	1	3	6		
	香里ヶ丘支所		1	2	4		
	北部支所		1	3	6		
企画財政部	消費生活センター		1	1	2		
	都市経営企画政策課	⊖	1	4	6		
	改革室 行政経営改革課		1	2	4		
	財政課		1	2	4		
情報推進課	2		3	8			
総務部	人事課	○	1	2	4		
	人材育成室 職員課		1	2	5		
	人材育成課		1	1	1		
	コンプライアンス推進課		1	1	2		
	法制室		1	3	5		
	総務管理課		2	6	11		
	情報推進課						

財 務 部	資 産 活 用 課 管 財 課		○	1	2	4	
	財 政 課						
	総 合 契 約 検 査 室			3	6	12	
	税 務 室	税 制 課		1	2	3	
		市 民 税 課		3	9	20	
		資 産 税 課		3	11	21	
		納 税 課		3	7	15	
地 域 振 興 部	地 域 振 興 総 務 課		○				
	生 涯 学 習 課			3	8	22	
	文 化 観 光 課			1	4	7	
	産 業 振 興 課			1	2	5	
	農 政 課			1	2	6	
	里 山 振 興 課			1	2	5	

部 署 課 名		配 備 指 令				全 職 員
		災害警戒 本部体制	災害対策本部体制			
			1号	2号	3号	
健 康 部	健 康 総 務 課	○	1	2	3	全 職 員
	国 民 健 康 保 険 課		4	10	20	
	後 期 高 齢 者 医 療 課		1	2	4	
	年 金 児 童 手 当 課		2	4	7	
	医 療 助 成 課		1	2	4	
	高 齢 社 会 室		4	11	22	
	菊 花 寮		1	2	4	
	保 健 セ ン タ ー		3	11	22	
	保 健 所 準 備 課					
福 祉 部	福 祉 総 務 課	○	1	2	3	全 職 員
	保 護 課		4	9	18	
	障 害 福 祉 室		3	7	15	
	子 育 て 支 援 室		4	10	21	
	高 齢 社 会 室					
	家 庭 児 童 相 談 所		1	2	3	

	法人指導準備課					
子ども青少年部	子ども青少年課					
	放課後児童課					
	子育て支援室					
	家庭児童相談所					
環境保全部	環境総務課	○	2	4	7	
	環境衛生課まち美化推進課		1	3	6	
	環境公害課		2	5	10	
	衛生管理課		3	5	9	
	淀川衛生事業所業務室		6	12	22	
環境事業部	減量総務課	○	1	4	6	
	穂谷川清掃工場施設課		1	5	12	
	東部清掃工場施設課		2	4	7	
	減量業務室		5	11	32	
都市整備部	都市計画課	○	緊急出動班体制による			
	都市整備推進室まちづくり推進					
	市街地整備課					
	開発指導室					開発調整課
						開発審査課
建築安全課監察						
土木部	土木総務課	○	緊急出動班体制による			
	道路管理課					
	道路補修課					
	道路整備課					
	公園みどり課					
	交通対策課					
	用地課					
下水道部	下水道総務課	⊖	緊急出動班体制による			
	下水道管理課					
	下水道施設維持課					
	下水道建設課					

河 川 水 路 課

部 署 課 名		配 備 指 令					
		災害警戒 本部体制	災害対策本部体制				
			1号	2号	3号	4号	
公共施設部	施設整備室	○	6	12	20	全 職 員	
	<u>風水害時は、別途班体制による</u>						
	重点プロジェクト整備室		東部整備課	2	3		4
			新病院建設課中部				
			拠点整備課	2	4		7
	新病院建設準備課	1	2	3			
会計管理者	会計課		1	2	4		
上下水道局 水道部	上下水道経営総務課	○	4	5	16		
	給水管理課		1	5	10		
	水道工務課		1	4	8		
	お客さまセンター		1	3	10		
	水道保全課		1	8	31		
	浄水課		1	3	10		
上下水道局 下水道部	下水道整備室	○	<u>緊急出動班体制による</u>				
	下水道管理課						
	下水道施設維持課						
市民病院	診療局	診療科	市民病院職員 非常招集計画による				
		中央検査科					
		栄養管理科					
	看護局看護科						
	薬剤部						
	医療安全管理室						
	地域医療相談・連携室						
	事務局	総務課					
医事課							
経営企画課							

教育委員会	管理部	教育総務課		○	1	2	4	
		教育企画課			1	2	3	
		学校規模調整課			1	2	3	
		学校給食課			1	2	5	
	学校教育部	教職員課			1	2	5	
		教育相談課			1	2	7	
		学務課			1	2	5	
		教育推進室	教育指導課		1	2	5	
			教育研修課		1	2	4	
	社会教育部	社会教育 青少年 課			2	2	3	
		文化財課			1	1	3	
		スポーツ振興課			1	1	1	
	図書館			3	14	27		
	教育機関（図書館を除く）			1	1	1		
	市議会事務局	庶務課			2	3	6	
		議事課				2	3	
選挙管理委員会事務局			1	2	3			
監査委員事務局			1	2	4			
農業委員会事務局			1	1	3			

三段階の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要援護者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の災害発生するの<u>可能性が高まった予想される</u>状況 ・予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時 ・土砂災害の前兆現象が確認された時 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・<u>家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始</u> ・<u>避難支援者は、支援行動のための準備を開始</u>
一時避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始</u> ・<u>災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始</u>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、<u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>予想される災害が、<u>指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合</u> ・土砂災害警戒情報が発表された時あるいは、土砂災害の前兆現象が確認された時 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定された避難所等通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</u> ・<u>災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始</u>

<p>避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、<u>災害が人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されるた状況</u> ・堤防の隣接地等、<u>斜面の直下等</u>、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害が<u>の発生した状況</u> ・周辺で土砂災害が発生した時 ・土砂災害の前兆現象が確認された時 ・実況雨量で、土砂災害発生基準を超過時 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、<u>で避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら確実な避難行動を速やかに直ちに完了</u> ・未だ避難していない対象住民は、<u>直ちに避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始</u>
-------------	---	---

《旧（現行）》

(3) 勧告及び指示のめやす

[略]

勧告又は指示のめやすは以下のとおりである。

ア 避難が必要と予想される各種気象などの警報が発せられたとき

イ 河川、ため池がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水のおそれがあるとき

ウ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等において、土砂災害等の危険が切迫しているとき

エ 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険が予想されるとき

オ 建築物の倒壊の危険や、危険物取扱施設の爆発などの二次災害が発生するおそれがあるとき

カ 火災が拡大するおそれがあるとき

キ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認めるとき



《新（修正後）》

(3) 勧告及び指示のめやす

[略]

避難の勧告又は避難指示を発令する場合は、気象台からの気象情報、国・府からの河川情報などの情報から総合的に判断するものとし、そのめやすは次のとおりである。

	<u>発令のめやす</u>		
	<u>河川氾濫等</u>	<u>内水氾濫等</u>	<u>土砂災害等</u>
<u>避難準備情報</u>	<u>① はん濫注意水位に到達したとき</u>	<u>① 市域及び近隣の地区で小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大する恐れがあるとき</u>	<u>① 土砂災害警戒情報等が発表され、現場確認等により土砂災害発生の兆候が認められるとき</u>
	<u>② 1時間後に、避難判断水位に到達すると予想されるとき</u>	<u>② その他人命保護上、避難準備を要すると認め</u>	<u>② その他人命保護上、避難準備を要すると認め</u>
	<u>③ 2時間後に、はん濫危</u>		

	<u>陰水位に到達すると予想されるとき</u>	<u>られるとき</u>	<u>られるとき</u>
<u>避難 勧告</u>	<u>① 避難判断水位に到達したとき</u> <u>② 1時間後に、はん濫危険水位到達すると予想されるとき</u> <u>③ 氾濫の発生のおそれあるとき</u>	<u>① 市域及び近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき</u> <u>② その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき</u>	<u>① 土砂災害発生の前兆現象が確認され、災害の危険が目前に切迫していると判断されるとき</u> <u>② その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき</u>
<u>避難 指示</u>	<u>① はん濫危険水位に到達したとき</u> <u>② 堤防が決壊するおそれがあるとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が見されたとき）</u>	<u>① 市域及び近隣の地区で床上浸水が発生し、被害が拡大しているとき</u> <u>② その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき</u>	<u>① 近隣で土砂移動現象や、土砂災害が発生したとき</u> <u>② その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき</u>

備考：一時避難により住民の安全が確保できる場合は、避難勧告に代えて一時避難情報を発令する場合がある。